

契約書に添付された許可証は何を見れば良い？

Q 契約書に添付された許可証は何を見れば良い？

A 許可証で必ずチェックすべきポイントは主に4つあります。

■ 許可証のチェックポイント

許可番号

① 産業廃棄物処分業許可証

優良

住所

氏名 株式会社 代表取締役

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する

② 京都市長 門川 大作

③ 許可の年月日 平成 25年 7月 1日
許可の有効年月日 平成 32年 6月 30日

1. 事業の範囲

【事業の区分】 中間処理（選別・破砕）

④ 【取り扱う産業廃棄物の種類】

① 廃プラスチック類	⑤ ゴムくず
② 紙くず	⑥ 金属くず
③ 木くず	⑦ ガラスくず
④ 繊維くず	⑧ がれき類

以上 8 種類

① 許可証のタイトル

委託先の業者がどの処理業で許可を持っているか確認します。

② 許可を受けた行政区

許可証はここに記載のある行政区での許可です。複数地域で運搬などをする場合は各行政区の許可証が必要です。

③ 有効期限

期限の切れた許可は原則無許可と同じです。

④ 許可品目

ここに記載のない品目は扱うことができません。

◇ 許可証は添付されているだけでは不十分です。

産業廃棄物の委託を行う際に、処理業者の許可証の写しを契約書に添付することが義務付けられています。許可証は処理業者が処理できる地域や品目などの重要な情報が記載されています。上記の4つのポイントを確認し、委託しようとしている産廃の処理が本当に可能かどうか確認しなければいけません。許可証にない品目を委託したり、期限の切れている業者に委託をすれば、無許可業者への委託とみなされる場合があります。（無許可業者への委託：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）

Point!

契約書に添付された許可証で委託可能な範囲を確認する！